

救急医療はいま

保健医療推進課 図224-15832

近年、救急医療への需要が増加しています。急に病気になったり、けがをしたりしたときの救急医療体制はどうなっているのでしょうか。市民の皆さんの大切な命を守るための、救急医療について考えてみましょう。

川越市の救急医療の現状

川越市の医療は、病院数や救急病院数で、県や全国の水準を上回っています（下表参照）。また、救急病院の指定を受けている大規模病院は、市内各所にバランスよく立地しています（下図参照）。医療の状況としては比較的恵まれている一方、救急搬送は増加傾向です。平成22年の川越地区消防組合の救急搬送人員は一万三千二百六十九人で、同17年と並び過去最多となりました。

市の救急医療体制は、症状に応じた三つの体制となっています。

- 初期救急体制
夜間や休日などに外来診療で対応が可能な軽症の患者に対応します。「休日急患・小児夜間診療所」「在宅当番医」「休日歯科診療所」で診療を行っています。
- 第二次救急体制
初期救急で対応できない、入院や手術が必要な重症の患者に対応します。主に救急病院の指定を受けた大規模病院が市内に十か所あり、この

川越市の救急医療体制

急搬送の件数の増加が問題となっています。

救急病院・病院数の比較

(単位：施設)

	救急病院数 (平成20年10月1日現在)		病院数 (平成21年10月1日現在)	
	総数	10万人あたり	総数	10万人あたり
川越市	11	3.3	26	7.7
埼玉県	178	2.5	353	4.9
全国	3,932	3.1	8,739	6.9

市内の救急病院の立地状況



役割を担っています。これらの病院は、当番制などにより連携をしながら夜間や休日などの重症患者の診療に当たっています。

第三次救急体制

緊急かつ重大な生命の危機にある救急患者に対応します。市内では埼玉医科大学総合医療センターが高度救命救急センターとしてこの役割を担っています。

なお、同総合医療センターは、特殊な医療需要にも対応できる病院で、がん診療連携拠点病院であり、

また、県内で唯一の総合周産期母子医療センターとして、指定を受けています。

救急搬送の課題

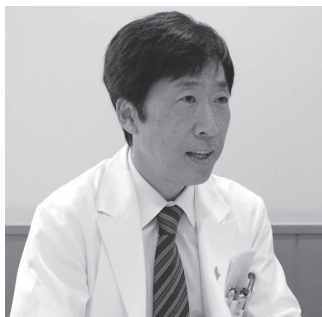
救急搬送件数の増加の原因としては、高齢社会の進展や、在宅医療患者の増加などが考えられます。また、安易に救急車を利用する人が増えていることも原因の一つです。実際に、昨年川越地区消防局管内で搬送された人は、およそ二十七人に一人の割合



救急搬送の増加は、到着や病院収容にかかる時間が長くなることにつながります。

救急医療の現場では

当直医の勤務時間は、平日の午後7時から翌日の午前8時まで。土・日曜日・祝日は、さらに時間が長くなります。その後も通常に勤務し診療を続けるハードスケジュールです。三井病院院長、秦^{はたとし}志^しさんは「市内では、救急患者が増加する一方、対応する医師は少ないのが現状です。そのため、



うれしく感謝されている患者さんから、困っている人を助けるのが、私たちの仕事です。

当院では診療時間外で当直医が対応できない場合に備え、各診療科の専門医師が駆けつけることのできる体制をとっています」と話してくれました。宝物は「お母さんを助けてくれてありがとうございます。先生はスーパーヒーローだ」と書かれた手紙。秦さんの力の源です。一人ひとりの医師の「助きたい」という気持ちで救急医療を支えています。

合で、そのうち53%は軽症者でした。もし、安易に救急車を利用する人が増えるとうなるでしょう。緊急かつ重大な生命の危機にある救急患者のもとに到着が遅れ、助かる命を救えない可能性が高くなります。また「救急車で病院へ行ったから、早く診てもらえる」ということはありません。病院は重症度を基準に、診療を行っています。休日や夜間などで、重症とはいえない場合は、「休日急患・小児夜間診療所」や「在宅当番医」を受診し

てください。また、救急車を呼ぶべきか、どの医療機関で受診すべきか迷ったときに相談に応じてくれる窓口があります(下記参照)。応急処置などを含めた診療のできる医療機関や、子どもの急病時の家庭での対処方法などを案内していますので、ご利用ください。

しかし、「意識がない」「大量出血」など明らかに重症である場合は、迅速な119番通報が必要です。

もしものために

日ごろの体調管理で強い味方になるのが、「かかりつけ医」です。病歴や普段の健康状態を把握してくれているので、病気の早期発見・早期治療が可能となります。また、病状によっては、適切な医療機関を紹介してくれます。このことは、救急医療を本当に必要としている方が利用しやすくなるばかりでなく、自分自身の健康にもつながることになります。身近な「かかりつけ医」を持つようにしましょう。

それでも、急な病気やけがは、いつ起こるか分かりません。そのときのために、市では医師会などと連携して、これからの救急医療体制を整備・充実していきます。

迷ったときはこちらに相談

救急車を呼ぶほどではないけれど、かかりつけ医を持っていない、どこの医療機関で診てもらえばよいか分からない、などの際にご利用ください。

●埼玉県救急医療情報センター

☎048-824-4199

(24時間対応可)

応急処置を含めた診療のできる医療機関(歯科・口腔外科・精神科・医療相談を除く)を案内します。

●埼玉県小児救急電話相談

☎048-833-7911(プッシュ回線は☎#8000も可)

(月～土曜日、午後7時～11時▶日曜日・祝日・年末年始、午前9時～午後11時)

子どもの急病時(発熱、下痢、おう吐など)の家庭での対処方法や受診の必要性について、看護師が相談に応じます。ただし、診断や治療を行うものではありません。また、育児相談や医療機関の紹介はしていません。